

(ご質問) 感染症や災害時等の非常時にオンライン授業を受けた場合、  
通知表等の記載はどうなりますか。

---

(ご回答)

- 箕面市では、令和3年度から、感染症・災害等の非常時に、自宅等で同時双方向によるオンライン授業を受けた場合について、令和3年2月19日付の文部科学省の通知を受けて、引き続き「欠席扱い」とはせず、通知表、指導要録のいずれも「特例の授業」とします。
- なお、高校入試に関して、出席日数が影響するのではないかと心配されるご質問をいただくことがありますが、大阪府内の公私立高校入試に係る調査書等には、「出席日数」を記入する欄はなく、「出席日数」が入試の合否に影響することはありません。

【詳細は、「感染症や災害等の非常時のオンライン授業を受けた場合の通知表等の表記について」の資料を参照ください。】

# オンライン授業に係る指導要録等における取扱について

区分	対面指導の有無	授業を受ける場所	授業を受ける方法	通知表の取扱 <箕面市の取扱>	指導要録上の取扱
通常登校	有り	学校	直接指導	「出席」の日	「出席」の日
不登校 (ICT等を活用した学習活動) [H17.7.6～] ※P.5を参照	有り (家庭訪問)	自宅	同時双方向型 授業配信など、 郵送、FAX	「出席」の日 (校長判断)	「出席扱い」の日 ※( )書き内数表記
病気療養児 (双方向オンライン授業) [H30.9.20～] ※P.5を参照	有り (病院訪問等)	病院・自宅	同時双方向型 授業配信	「出席」の日 (校長判断)	「出席扱い」の日 ※( )書き内数表記
感染症や災害等の双方向オンライン授業 (R3.4～)(※)	無し (家庭学習) <再指導不要とすることが可>	自宅	同時双方向型 授業配信	「出席停止」の日・「特例の授業」の日	「出席停止」の日・「特例の授業」の日

(※)感染症や災害により、臨時休業や出席停止等により学校に登校できない児童生徒(感染症の濃厚接触者となった児童生徒、感染症拡大に不安を抱えている児童生徒、同居家族に発熱等の風邪症状がある児童生徒などを含む)  
(参考)大阪府内の公私立高校入試に係る調査書等には、「出席日数」を記入する欄はない。

# 感染症や災害等の非常時のオンライン授業を受けた場合の 通知表等の表記について

【令和3年度から】

- 箕面市の公立小中学校では、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策等のため、双方向型のオンライン授業を自宅で受けることができます。
- オンライン授業を受けた場合は、「欠席の日」とはならず、「出席停止の日」として扱い、「出席しなければならない日数」から減じるため、「出席日数」には影響しません。  
また、通知表、指導要録いずれにおいても「出席停止の日」且つ「特例の授業の日」として記録します。

※ 出席日数とは学校で対面で授業を受けた日です。その日数の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{【出席日数(C)】} = \text{【出席しなければならない日数(A)】} - \text{【欠席日数(B)】}$$

↑

$$\text{(A)} = \text{授業日数(X)} - \text{出席停止・忌引等の日数(Y)}$$

- なお、大阪府内の公私立高校入試に係る調査書等には、「出席日数」を記入する欄はなく、「出席日数」が入試の合否に影響することはありません。

# 箕面市でオンライン授業を受ける場合の例①

○ 箕面市の公立小中学校でオンライン授業を受ける場合の取扱は以下のとおりです。

## ①暑さを考慮したオンライン授業

令和2年8月3日（月）から6日（木）に、新型コロナウイルス感染症の影響で、夏季休業を短縮し、暑さを考慮してオンライン授業を実施しました。令和3年度以降も同様の取組がある場合、欠席とはせず、通知表、指導要録において「特例の授業」として表示します。

## ②出席を見合わせる児童生徒に対するオンライン授業

- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった児童生徒
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に不安をかかえている児童生徒
- ・同居家族に発熱等の風邪症状がある児童生徒

上記の理由により、自宅等でオンライン授業を受ける場合、欠席とはせず（出席停止）、通知表、指導要録において「出席停止の日」且つ「特例の授業」として表示します。

## オンライン授業を受ける場合の例②

### ③病気やケガ等で登校できない児童生徒・長期欠席児童生徒に対するオンライン授業

病気やケガ等で登校できない児童生徒(\*1)・長期欠席児童生徒(\*2)については、一定の要件(\*3)を満たす場合に、訪問等による対面指導の日数や学習活動の時間などを考慮して、校長が指導要録上「出席扱い」と記録します。この場合、通知表では「出席日数」として表示されます。

(参考)

上記の取扱は、以下の通知を踏まえた取扱い。

- (\*1) 「小中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成30年9月20日30文科初第837号） 第3留意事項
- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- (\*2) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文部科学省初等中等教育局長）中、別記2「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
- (\*3) 一定の要件の主なもの
- ・同時双方向型のオンライン授業などのICT等を活用した学習活動であること
  - ・訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること
  - ・当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること など

# 指導要録の記録（小学校留意事項）①※文科省通知より

## 10 出欠の記録

以下の事項を記入する。

### (1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

### (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- 【1】 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- 【2】 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- 【3】 忌引日数
- 【4】 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- 【5】 その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

### (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

### (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

### (5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

### (6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

# 指導要録の記録（小学校留意事項）②※文科省通知より

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、【1】から【3】までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

【1】 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

【2】 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

【3】 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

●指導要録・文科省様式2・別記（小学校）

小学校児童指導要録（参考様式）様式2（指導に関する記録）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等

●通知表・箕面市様式（小学校）

出席の記録		授業日数	欠席日数	出席停止	忌引	特例の授業
	1学期					
	2学期					
	3学期					